

瀬戸内海の公用通行に関わる情報と播磨室津・名村氏

——長崎上使御下向の事例を手掛かりに——

鴨 頭 俊 宏

はじめに

本稿は、近世瀬戸内海の公用通行に関わる情報機能の本質を説明するという大きな目的を達成するための一段階として、当該地域における情報伝達のキー・マンとして位置付けられる（姫路藩御船手組）室津詰小船頭・名村次兵衛の活動について整理することを課題とする。

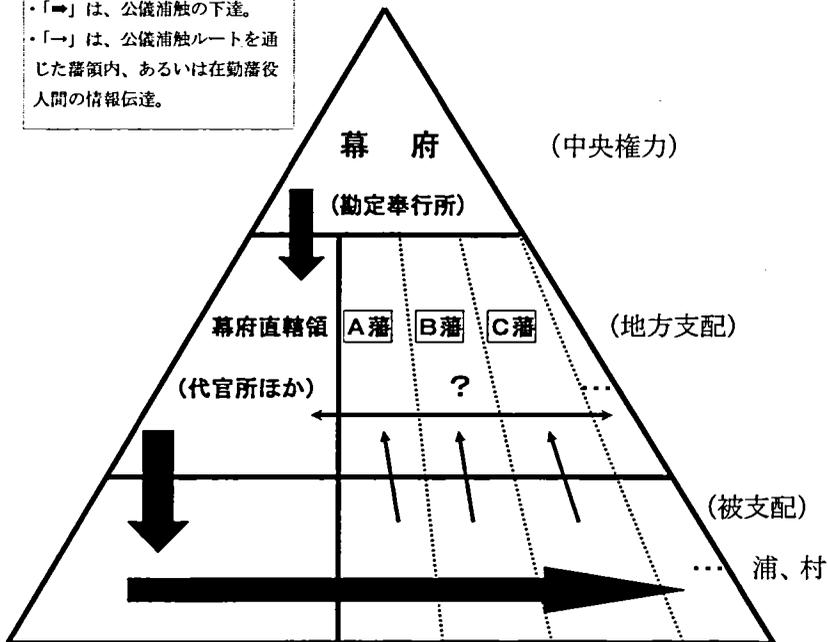
本課題に取り組むに当たっては、まず水本邦彦氏の公儀浦触及びその順達ルートに関する研究成果に注目する必要がある。公儀浦触とは、幕府勘定奉行所をはじめとする幕府諸機関が発する公儀触の一種であり、いわば近世当時の海事に関わる情報伝達の基本である。同氏は、全国的なそのルートに

ついて、(1)「幕↓藩のルートを経ることなく、村継ぎで伝達される」こと(2)「公儀浦触通達の原則」、(3)「複数の段階を経た上で、宝暦期(一七五一〜一七六三年)に」①全国的な伝達ネットワークをもつて発給される勘定所触れと、②代官や遠国奉行所発給の地域触れ、の二極構造をとって完成され安定化する」こと、を論じた。しかし、同論はあくまで公儀触を通じた上意下達、すなわち支配権力から通行予定の海路上に前もって通達するという機能整備の視点に基づくものであり、関連する情報機能全体を踏まえた上でのいう訳ではない。本質について総括をするためには、在地の情報ネットワークも踏まえて、一件の通行において、地域レベルで総じてどのような情報が伝達されていたのかを網羅する必要がある、というのが筆者の考えである。

とりわけ瀬戸内海においては、宝暦期以降も藩直営の御茶屋が各地で存続・経営されており、公用通行の補助・接待は、藩権力が直接担っていたことが明らかにされている。⁽³⁾ 通行補助を藩権力が直接担っていたということは、すなわちそれに関わる情報の伝達にも直接関与していたのではないかと考えるのが普通である。今回試みようとするのは、すなわち(図一)の公儀浦触通達の構造において、藩がどのように独自の情報ルートを成立させていたのかということである。

では、当該地域の情報ルートについて、これまでどのような説明がなされたのか、第一の問題点となる。柚木学氏は、江戸時代においては、(安芸地乗り航路)Ⅱ(瀬戸内海における海上公路)と設定されており、この航路に沿って本陣、御茶屋、そして番所が置かれ、それらが「公式の海駅」と指定されていたとした。⁽⁴⁾ その上で、これらの海駅同士で船や篝火などを用いて情報交換を行っていたと論じた。⁽⁴⁾ しかし、それからの具体化・深化となると、十分進められていないというのが実情である。⁽⁵⁾

・「⇒」は、公儀浦触の下達。
 ・「→」は、公儀浦触ルートを通じた藩領内、あるいは在勤藩役人間の情報伝達。



(図1) 公儀浦触を通じた上意下達の構造 (宝暦期以降) (筆者作成)

(※1) 水本邦彦氏の公儀浦触及びその順達ルートに関する論稿、「公儀浦触について」(1990年)、「(公儀浦触) 発給の諸段階」(1995年)ほかに基づき作成。

(※2) 本図は、幕府勤定奉行所が発給する場合。

(※3) 図中「?」は、本稿の課題となる在勤藩役人間の情報伝達を指す。

前稿「瀬戸内海の公儀浦触ルートと津和地御茶屋」⁶においては、「八原家文書」⁷の内、明和八（一七七二）年の長崎上使御下向に関する記録を手掛かりとして、公儀浦触山陽ルート（以下、「山陽ルート」と略記）を通じた在勤藩役人間の事前情報の伝達について分析を試みた。その結果、長崎上使の御下向に際しては、（1）山陽ルートにおいても「御浦触」ではなく二段階（①江戸出立→大坂、②大坂以西）で発給される先触情報が順達されていたこと、（2）在播磨室津の姫路藩役人・名村次兵衛という人物によって、大坂を起点として発せられる先触情報の山陽ルートへの接続が成立していたこと、の二点を明らかにした。

しかし、同事例の分析だけで名村氏の位置付けを試みても、大坂→室津・名村氏→山陽ルート、といった一本の情報ルートにおける一拠点としての姿しか明らかにできない。そこで本稿では、具体的には、明和八年の事例で見られた名村氏本人が活動していたと考えられる明和寛政期間の四四事例すべてに注目した上で、同氏を巡って、どのような情報ルートが成立していたのかを整理していくこととする。

一、名村氏を巡る問題の所在——名村次兵衛が発する異なる二種類の書簡——

本節では、まず名村次兵衛の情報活動に対する着眼点を明確化するべく、同氏が作成・発信した、以下の二つの書簡につ

いて比較・検討を加えていくこととする。

【史料一】明和五（一七七六）年八月一八日条（八原家文書）の内、「子歳御用日記」

同月十八日（中略）

室津来状写

以飛札致啓上候、然者長崎御奉行・石谷備後守様、御勘定・上羽与平次様、御普請役・柑本佐平衛様、一昨十三日大坂御着被成、同所室津迄陸路御旅行被成候由、尤来ル十六日大坂御出立^一而可有御座旨御奉行付御役人中被申候旨、右之趣上筋申送^二而明石申来候^三付早々御知せ如斯御座候、（中略）

八月十五日

名村次兵衛

尾関九郎兵衛宛

（八原家御用日記）第一巻、一九八五年）

【史料二】安永五（一七七六）年八月二三日条（八原家文書）の内、「申歳御用日記」

同月十三日（中略）

室津来状写

以飛札致啓上候、然者久世丹後守様当月九日大坂御出立^一而室津迄陸路御旅行可被成筈^二而、来ル十二日当津御着可被成之由、別紙^三之通御廻状到来之由城下申来候^四付御知申上候、尤此旨上筋ハ未參不申候得共右之御先触爰^五元江も到来仕候、此段上筋御様子到来致候とも相替儀も無御座候ハ、最早得貴意間敷候、（中略）

八月九日

名村次兵衛

阿部藤左衛門当テ

長崎奉行・久世丹後守様

八月九日 大坂御出立

同夜兵庫御泊り

同 十日 明石御休

同夜加古川御泊

同十一日 姫路御休

同夜鶴御泊、同十二日室

（備前守）

〔八原家御用日記〕第一卷、一九八五年

二つの史料は、いずれも長崎上使御下向において、大坂を起点として発せられた通行予定の確定情報を示すものである。双方とも、大坂において室津より海路を選択することを決定した旨を傳達する書簡であるという点では共通するものの、情報源、そして名村氏の下に到達するまでの経路は全く別であることがわかる。

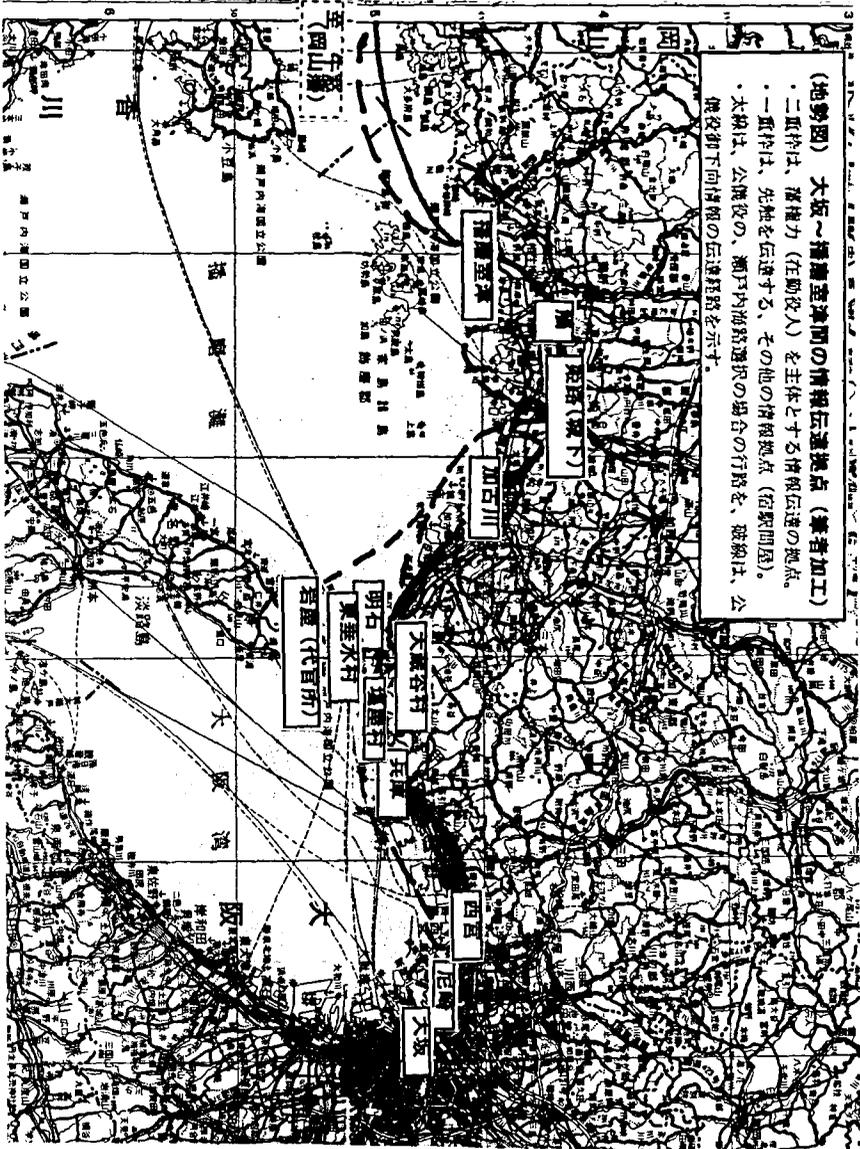
まず前者は、(a)「右之趣上筋も申送^二而明石も申来候^一」より、「上筋(大坂方面)」から明石(藩)の下に「申送(順達)」されてきた情報を、更に名村氏の下に伝達されたものであることがわかる。この情報について特徴的なのは、「御奉行御役人中被申候」と、先触に関する情報ではあるものの、正式な「御先触」に基づいたものではない点である(名村氏に至るまでの具体的な経路については、第二節にて後述)。筆者は、本稿の前段階において、明和五(一七六八)寛政二二(一八〇〇)年間の長崎上使御下向の内、計四四事例の先触情報の順達について分析を試みたが(後出(表二))

を参照)、当該時期においては、この「史料二」の伝達ルートを通常のルートとして認識されていたと考えられる。

対する後者は、端的に言えば、名村次兵衛本人が「御先触」を入手し、それを写し取ったものである。入手元については、(c)「御廻状到来之由城下も申来候」と記されている。この文言の中身について整理すると、まず「御廻状」とは、同書簡内の「右之御先触爰元江も到来仕候」より、すなわち「御先触」であり、そして「城下」とは、室津が当時姫路藩領であったという点より、すなわち姫路城下であることがわかる。よって、情報の中身、入手経路の双方とも前者(a)とは全く異なるものであるといえるのである。この伝達形態自体は、「尤此旨上筋もハ未不參申候」より、従来(b)前者(a)のルートを通じた順達が遅延したために表面化したものであることが窺い知れるが、名村氏本人が、その遅延を補う機能を有していたことを示すものであるともいえる(同氏に至るまでの具体的な経路については、第三節にて後述)。

二つの史料より名村氏は、少なくとも二種類の先触情報に關係し、かつ三方向からの情報伝達をそのまま山陽ルートに合流させる役割を担っていたことがわかる。この役割が、すなわち本課題における着眼点なのである。

江戸時代の海事における上意下達は、幕府公儀権力が途中藩権力を經由せず村・浦へ直通することを原則としていたことは「はじめに」で論じた通りである。「御先触」の場合も、通行者が出発地の伝馬所または問屋に提出することによ



り直接先々の宿へ通達されていたという特徴より、同様であるといえる。姫路藩役人の一員たる名村次兵衛は、以上の原則に基づけば、直接的には途中経由されない立場にあつたといえる。その立場において、【史料一】と【史料二】双方のバターンの情報活動を行い得たのは、幕府の意図とは別に、藩の代表としてそれに直接関与していく立場を確立させていたからに他ならないのである。

二、藩権力に基づく情報ルートと名村氏

本節では、まず前者【史料一】中(a)の情報ルートと名村氏との関係について整理していく。

そこで、まず必要となるのが、名村次兵衛が姫路藩御船手組という組織の中で、どのような立場・役割を担っていたのかを整理することであるが、現段階でも未解明な部分が多い。この姫路藩御船手組織に関する宝暦一〇(一七六〇)年の人名簿〔磯田文書〕の内、「辰七月改御船手分限帳」¹⁰⁾を見てみると、「小船頭(中略)七石二人扶持 室津詰 名村次兵衛」という表記があり、この人物が前出「八原家文書」に登場する名村次兵衛を指し示すとほぼ断定できる。¹¹⁾「七石二人扶持」は、同組織の中でも決して高給という訳でもなく、かつ多くの中で頭立つという地位でもない。それだけに、なぜこの地位の人物が前節で示したような情報活動の役割を担っていたのか、大きな疑問点となるといえる。下里静編「姫路

藩御船手組」改訂版の解説中(註)においては、同船手組は代々世襲制を基本とするが、必ずしも役職とも世襲した訳ではないという前提のもとに、「ただ一つの例外として、室津詰小船頭名村家は、代々役職とも世襲した。特殊事情があつたのである。」¹²⁾としており、先行研究においてもその理由は不明であるとされている。

では、同氏が室津詰小船頭という姫路藩の役職において、公用通行に関わる情報順達についてどのような職務を担っていたのが問題となるが、この点については、以下に示す職務規程より窺い知ることができる。

【史料三】「姫路藩」御船手諸御用勤方控」〔室田文書〕
所収)

(二一) 室津詰小船頭

一、御大名様方並公儀御役人様、海上御馳走御座候御方様御通行の節、様子下筋聞合申候、上筋の儀は御船奉行より明石並岩屋御船奉行へ御聞合御座候て其段室津詰小船頭より下筋へ順達仕候事、(中略)

一、長崎御奉行御通行の節、室津湊において右御召船並公儀御召船へ当室津詰小船頭と申挨拶に参候事、

一、御大名様方並公儀御役人様方室津湊へ御入船の節、不限昼夜に問船の儀御番所より枝仰付次第罷出候事、(中略)

〔嘉永二酉年五月 写之〕
(下里静編「姫路藩御船手組」改訂版、一九八四年)

このように、室津詰小船頭は、長崎上使（参勤交代も含む）の室津入津に際する出迎えの代表者としての役割を担う一方で、「上筋」（Ⅱ大坂方面）から伝達されて来るそれらの通行情報を受け取り、「下筋」（Ⅱ山陽ルート上の瀬戸内海諸港）に順達させるという一連の役割を、姫路藩役人の職務として規定されていたことがわかる。具体的に整理してみると、まず情報入手については、文言から見て取れるように、姫路藩船奉行が明石藩や（淡路島徳島藩領）岩屋の船奉行に「聞合」をすることによって入手するとされており、よって、大坂↓明石藩船奉行所の伝達と室津詰小船頭とを結んでいたのは姫路藩船奉行であることがわかる。この点について山陽ルート全体の視点で見れば、名村氏は、藩の船奉行所レベルの情報交換と同ルート上の在勤藩役人レベルの順達、すなわち本質的に異なる情報ルート同士を結ぶ仲介役としての役割を果たしていたといえるのである。

次に、このような藩の船奉行所レベルの情報交換とは具体的にどのようなものであり、どのような経路で名村氏の下に到達していたのが問題となるが、この点については寛政四（一七九三）年八月三〇日津和地島到達の「ニヶ崎も来状写し」と、天明七（一七八七）年の長崎上使御下向において順達された添付書簡群とを整理することによって明らかにすることができる（表一参照）。

【史料四】 寛政四（一七九三）年八月三〇日条（八原家文書）の内、「子歳御用日記」

尼ヶ崎も来状写し

以飛札致啓上候、（中略）然者長崎江御下り之御勘定方・吉本嘉石衛門様、御普請役・田中又蔵様、去ル十九日大坂御着^二而昨廿一日大坂御出立之旨今廿二日承合候、尤室津も御乗船之趣^三御座候、此段御知セ最早速^二相成り下筋御手宛間違可申、甚々申訳無調法御座候、兼而追々大坂表承合段々差越申候処、一向^三相知不申候故大坂長崎掛り江計相頼置候処昨廿一日御出立後、此方蔵屋敷迄^四相知セ呉候得共間違^二而致重滞今廿二日酉之刻過相知申候、何共申訳無御座候、（中略）

（尼崎藩船奉行所）
高畑小兵衛

八月廿二日
大塚茂惣宛

（「八原家御用日記」第二卷、一九八七年）

以上を総合すると、まず情報の中身自体は、「大坂表」から尼崎藩大坂蔵屋敷に「相知セ」と、「御先触」発給とは別の、大坂留守居への伝達に基づくものであることがわかる。同蔵屋敷は、在坂の諸藩蔵屋敷の組合における代表的な立場を有しており、「大坂表」から諸藩への様々な伝達を受ける窓口としての役割を果たしていたとされている¹³。長崎上使御下向に際する先触情報も、「御先触」本状発給とは別の、その様々な伝達の一つとして位置付けられていたと考えられる。

次に、具体的な伝達ルートについては、尼崎藩船奉行所から明石藩塩屋村（現兵庫県神戸市）までは「飛脚」によって、

表1 添付書簡にみる大坂～播磨室津間の情報伝達ルート（筆者作成）

・天明7（1787）年長崎上使御下向の事例に基づき作成。

発信地	差出人	差出日	宛先	書簡表題	本文中要点抜粋
尼崎	尼崎藩船奉行所 ・境野十左衛門	8/11	明石藩船奉行 ・井上新助当 テ	尼ヶ崎と明石 江之来状	（長崎奉行・御勘定方・御普請役）去八日大坂御着被成今日彼地御出立、(中略)右承合先日(=8/10)差越候(後略)
塩屋村	庄屋・吉三郎	8/12 申中ノ刻	東垂水村と大 蔵谷村迄 村 ・御庄屋中	覚 (一、白 木御状箱 老ッ)	尼ヶ崎・境野十左衛門様と明石・井上新助様へ被為遣候、急御用ニ而御座候間以村継早々御指上可被成候、
明石	明石藩船奉行所 ・井上新助	8/12	青木弥惣右衛 門、大隅角右 衛門当	明石と姫路へ 来状	尼ヶ崎御船奉行・境野氏と当領塩屋浦迄飛脚来状之写致進達候、(中略)今夜(=8/12)亥刻前塩屋村と相達候ニ付、
播磨室津	室津詰小船頭 ・名村次兵衛	8/20	岡山藩牛窓在 番・河崎右衛 門七宛		（書簡到着は、8/13直後カ）今十三日右之御方様方姫路当所御通行相済候跡ニ而従上筋順達致到来、

（「八原文書」の内、「未歳御用日記」に基づき作成。）

同所より明石藩船奉行所までは「村継」によって、そして同船奉行から名村氏までは、「明石と姫路へ来状」写しをそのまま室津に転送することによって伝達されていたことがわかる。

このような尼崎藩大坂蔵屋敷を起点とする船奉行所レベルの情報伝達は、「飛脚」や「村継」のキー・ワードより、宿駅の間屋継となる「御先触」とは完全に異なるルート・形態であり、むしろ公儀浦触のそれと共通していると指摘できる。現段階では推定の域を脱しないが、当該地域の公儀浦触ルートがそのまま活用されていたのではないかと考えられる。

三、山陽ルートと先触ルートの接点としての名村氏

本節では、後者【史料二】で見取れたもう一つの伝達経路、すなわち「御先触」ルートと名村氏との接点について具体的に明らかにする。

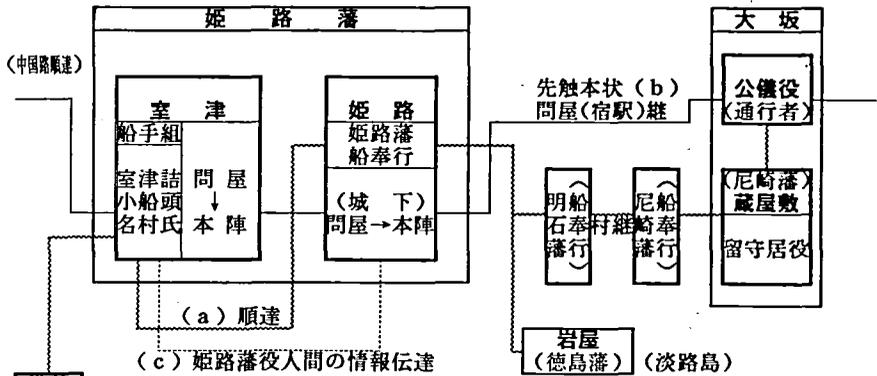
【史料二】で示した名村氏の「御先触」入手・順達の過程については、前出【史料三】の職務規程には明記されておらず、姫路藩の規定外の活動であったと考えられる。この形態は、(表二)の整理より、安永期(一七七二～一七八〇年)以降における公用通行全体の山陽道(中国路)選択の増加・安定化を経て、天明期(一七八一～一七八八年)において従来の藩役人ルートの順達機能が低下していくという、一連の

瀬戸内海の公用通行に関わる情報と播磨室津・名村氏（鴨頭）

表2 長崎上使御下向における情報伝達形態のパターン別分布(明和5～寛政12年)(筆者作成)

NO.	時期区分	件数	海陸選択		パターン	①	②	③	④	備考	
			海路	陸路	先触情報第1段階	○	× or 不明	○	○ or ×		
					先触情報第2段階	○	○	先着先触	× or 不明		
1	明和 5(1768)～ 明和 8(1771)年	6	(83%) 5	0	(33%) 2	2	1	0	※海陸双方通見の例外1件あり。		
2	安永 3(1774)～ 天明元(1781)年	8	(88%) 7	1	(75%) 6	1	1	0	山陽道通行の増加が安定化(藤澤晋, 1977)。(※4)		
3	天明 2(1782)～ 天明 7(1787)年	9	(67%) 6	3	(22%) 2	7	0	0	藩役人ルートの機能低下が明確化。		
4	天明 8(1788)～ 寛政 5(1793)年	11	(73%) 8	3	(55%) 6	3	2	0			
5	寛政 7(1795)～ 寛政12(1800)年	10	(30%) 3	7	(30%) 3	1	1	5	長崎上使御下向に際する山陽道選択の増加が明確化。		
合計		44	(66%) 29	14	(43%) 19	14	5	5			

- (※1) 「先触情報」欄の「○」印は、大坂を起点として藩役人ルートに伝達される先触情報が遅延無く瀬戸内海諸港に順達されたことを示す。「×」印は、その逆である。
- (※2) 「先触情報第1段階」とは、江戸立上→大坂までの先触に関する情報。同「第2段階」とは、大坂以西(海陸選択も含む)の先触に関する情報。
- (※3) 表中、パターン①+②が本文【史料1】の事例に、パターン③が「室津先着先触」に基づく本文【史料2】の事例に該当する。
- (※4) 藤澤晋『近世封建交通史の構造的な研究』(福武書店、1977年)。



(図2) 大坂を起点とする先触情報の伝達経路概略図(筆者作成)
 ・天明8(1788)年長崎上使御下向の事例等に基づき作成。
 ・——線は、大坂から順送されてくる公儀役発給の先触本状。
 ・——線は、公儀浦触山陽ルートに基づく先触情報の伝達。
 ・——線は、在勤藩役人間独自の情報伝達。

変化において表面化したものであることがわかる。¹³⁾

そして、「史料二」の事例において名村氏に第二段階の先触情報を伝達したのは、(c)「(姫路)城下も申来」より、姫路城下の在勤役人であることがわかる(図二参照)。しかし、文言から見て取れるように、名村氏は「御廻状」(「御先触」が姫路城下に到来した事実と、その要件とを「申来」により承っただけで、この時点では本状を確認した訳ではない。「右之御先触(室津)も到来仕候」と、その後到来した本状を確認して、初めて情報を裏付けているのである。この情報自体は、姫路城下に到達した「御先触」が問屋ルートにより引き続き室津に順達されたものであると考えられ、従って(図二)中の(b)と(c)の情報は同一のものとなる。これら二方向からの先触情報に対して名村氏本人は、あくまで(b)の本状到来を確認して「貴意」(書簡によって「御意」を裏付けてから初めて山陽ルートへ合流させることを原則としていたと考えられる。

この点については、同じパターンである天明八(一七八八)年の長崎上使御下向の事例からも裏付けられる。

〔史料五〕天明八(一七八八)年八月廿七日条(八原

家文書)の内、「申歳御用日記」

八月廿七日

一、左之通上筋も順達到来之旨蒲刈も申来、

以飛札致啓上候、然者先達而御意を得候長崎御奉行、今

廿三日大坂御出立被成候旨此方城下も申来候、尚又御先

触も致到来候廻同様御座候、依之御知らせ如此御座候、
此旨御考之上下筋江も宜様御順達可被下候、以上、

八月廿三日

岡山藩半次郎
河崎右衛門七当(後略)

名村次兵衛

〔八原家御用日記〕第二卷、一九八七年

以上の史料より確認された名村氏の情報活動は、すなわち陸上交通路に順達される「御先触」を、独自に公儀浦触の代替とさせる行為であるといえる。この情報活動が、結果的に、前述した(a)藩役人ルートの機能低下に対して「史料二」や「史料五」の形態で以って山陽ルートの先触情報の確保に直結させていたのである。

そこで、なぜ名村氏は「御先触」を、姫路城下からの伝達とは別に直接確認することができたのが問題点として挙げられる。この点については、現段階では推定の域を脱しないが、室津詰小船頭としての職務とは別に、名村家自体が「御先触」を直接受け取る立場にある本陣(もしくは問屋)と深い関係があったからではないか、そして両者の間で、藩の管轄外の、先触情報についての独自の提携関係が存在していたからではないかと考えられる。¹⁴⁾ なぜなら、もし姫路藩が定めた室津詰小船頭の職務として(b)の「御先触」を受け取ることが明記されていたのであれば、別にわざわざ(c)の伝達を設定する必要は無いからである。

おわりに

本稿では、瀬戸内海公用通行に際する事前情報伝達のキーマンとして位置付けられる室津詰小船頭・名村次兵衛という人物の役割について整理を試みた。具体的には、①藩の船奉行所レベルの情報交換（史料一）、②「御先触」（史料二）の異なる二種類の情報が、なぜ、そしてどのように同氏の下に到達していたのかに注目し、それぞれについて伝達・接続の経路を明らかにしようとした。その結果、現段階では（図二）の伝達経路を提示するに至った。

「はじめに」で論じた通り、江戸時代の海事に関しては、幕府公儀権力が途中藩権力を經由しないで該当する浦・村に直通することを原則としていた。これに対して瀬戸内海においては、在勤藩役人が直接先触情報を入手する担い手となることによって、公儀浦触の順達とは異質の、藩権力間独自の情報ルートが成立し、機能していたのである。

その一員たる名村氏の情報活動の特徴は、単一の情報ルート上の一拠点としての役割に留まらず、藩の職務外において独自に「御先触」など異なる情報の伝達ルートとの接点を確立していたことにある。それが、在勤藩役人間における情報の確保に直結し、かつ、そのルートが保持される要件の一つとなったのである。今回は長崎上使御下向の場合に限定したが、同氏の活動は、瀬戸内海の公用通行に関わる情報機能の

特質を明らかにする上での、重要な切り口の一つであると指摘できるのである。

本稿において注目した名村氏については、まだまだ未解明な部分が多い。また、今回の分析を通じて、なぜ（図二）で示したような異なる藩の船奉行所同士の情報伝達が成立したのかという新たな課題も明らかとなった。今後は、今回の成果を出発点として更に研究を深化させていきたい。

註(1) 水本邦彦〈研究余録〉「公儀浦触について」(『日本歴史』五〇一、一九九〇年)。

(2) 水本邦彦〈公儀浦触〉発給の諸段階」(『日本国家の史的特質』近世・近代、思文閣出版、一九九五年)。また、国継で順達される浦触に関する最近の論稿として、同「近世の国継浦触と海事―九州の場合―」(『洛北史学』四、二〇〇二年)も参照。

なお、浦・村への触直通の原則については、金指正三氏の、幕府による海難救助制度の整備・推進に関する研究においても明らかにされている(金指正三「近世海難救助制度の研究」、吉川弘文館、一九六八年)。

(3) 江戸時代の瀬戸内海における御茶屋・本陣の整備状況については、東昇「瀬戸内海の本陣と御茶屋」(愛媛県歴史文化博物館編「海道をゆく―江戸時代の瀬戸内海―」、愛媛県歴史文化博物館、一九九九年)(表一)を参照。

(4) 柚木学「海上の道―九州四国の海路と海運―」(『地図 江戸・明治・現代』、太陽コレクシヨン、一九七七年秋季号)。

定させる理由として、①室津の有力な本陣として肥前屋と肥後屋の二軒が挙げられるが、いずれも苗字が「名村」であり、そのいずれかと血縁もしくはそれに準ずる関係が考えられること（『御津町史』第一巻、御津町、二〇〇一年、第五章第二節（表三四）を参照）、②長崎上使が室津で宿泊する際には、御茶屋ではなく本陣に宿泊することとなっており、その裏付けとして、本陣宿泊に際する様々な職務規定が明記されていること（同（10）三三二～三三九頁、姫路市立図書館所蔵「姫藩典制録」一九を参照）、そして③名村家が在室津のいずれかの本陣と独自の関係があると仮定した場合、同（10）の解説として示した、「ただ一つの例外として室津詰小船頭名村家だけは代々役職とも世襲を許された」という点とも辻褄が合うこと、以上の三点が挙げられる。

〔付記〕 本稿の主要部分は、広島県東広島市の平成一六（二〇〇四）年度「学園都市づくり推進事業補助金交付事業」における地域課題研究の報告書の一部に基づいている。

（広島大学大学院文学研究科）